

## 「簡易専用水道」提出書類検査依頼書

水道法第34条の2の第2項の規定に基づく「簡易専用水道」の定期検査を受けたいので次のとおり依頼いたします。

依頼者	氏名	医師会 太郎
	住所	姫路市西今宿三丁目7番21号 電話 (079) 295-3366
担当者	氏名	医師会 次郎
	住所	姫路市西今宿三丁目7番21号 電話 (079) 295-3366
報告書の宛名		姫路市医師会
検査対象施設名		(例)〇〇ビル 姫路市医師会館
報告書の送付先 名称及び住所		〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 電話 (079) 295-3366
検査手数料のご請求先 名称及び住所		〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 電話 (079) 295-3366
備考		

※お問合せ先： 一般社団法人 姫路市医師会 産業保健課  
〒670-0061  
姫路市西今宿三丁目7番21号  
TEL (079) 295-3366  
FAX (079) 295-3369

20××年××月××日

水道法第34条の2の第2項の規定に基づき「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の摘要がある簡易専用水道の定期検査を受けるため、簡易専用水道の管理の状況を示す書類を提出します。

簡易専用水道設置者 氏名： **医師会 太郎**  
 住所： **姫路市西今宿三丁目7番21号**  
 電話： **079-295-3366**



検査実施日： **20××年××月××日**  
 記入者氏名： **姫路 次郎**  
 検査者氏名： **姫路 次郎**



建築物の名称	<b>姫路市医師会館</b>		
建築物の所在地	<b>姫路市西今宿三丁目7番21号</b>		TEL <b>079-295-3366</b>
管理者氏名及び住所	<b>(一社) 姫路市医師会 姫路市西今宿三丁目7番21号</b>		TEL <b>079-295-3366</b>
建築物環境衛生管理者	<b>姫路 次郎</b>	免状番号	第 <b>×××××</b> 号
届出番号	<b>×××××</b>	届出年月日	<b>20××年××月××日</b>
建築物の主たる用途	<b>診療所等</b>	設置年月日	<b>20××年××月××日</b>

受水槽	給水方式	<b>高置水槽式</b> ・加圧給水式(ポンプ直送式)・圧力タンク式・その他						
	設置位置	建物 <b>(内)</b> 外) 地上式・屋内地上式・地下式・半地下式・その他						
	形状	1基1槽 <b>1基2槽</b> ・2基連通・3基連通・その他						
	材質	鉄筋コンクリート・角形FRP製・ <b>組立FRP製</b> ・鋼板製・鋼板組立・ステンレス製・その他( )						
高置水槽	有効容量	<b>50</b>	<b>5</b>	m×	<b>5</b>	m×	<b>2</b>	m
				m×		m×		m
			m <sup>3</sup>		m×		m×	m
高置水槽	設置数	<b>1</b> 基						
	設置位置	<b>塔屋</b>						
	材質	鉄筋コンクリート・角形FRP製・ <b>組立FRP製</b> ・鋼板製・鋼板組立・ステンレス製・その他( )						
	有効容量	<b>18</b>	<b>3</b>	m×	<b>3</b>	m×	<b>2</b>	m
			m×		m×		m	
		m <sup>3</sup>		m×		m×	m	

	No.	検査事項	No.	判定基準等	管理状況	
					適	不適
施設 の 外 観 検 査  ( 受 水 槽 )	1	水槽の周囲の状態	1	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	○	
			2	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	○	
			3	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	○	
	2	水槽本体の状態	4	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	○	
			5	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	○	
			6	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	○	
			7	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	○	
	3	水槽上部の状態	8	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	○	
			9	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	○	
			10	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	○	
	4	水槽内部の状態	11	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	○	
			12	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	○	
			13	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	○	
			14	当該設備以外の配管設備が設置されていないこと。	○	
			15	流入口と流出口が近接していないこと。	○	
			16	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	○	
	5	水槽のマンホールの状態	17	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検を行う者以外の者が安易に開閉できないものであること。	○	
			18	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	○	
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	19	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	○	
			20	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	○	
			21	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	○	
	7	水槽の通気管の状態	22	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	○	
			23	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	○	
			24	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	○	
8	水槽の水抜管の状態	25	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	○		

	No.	検査事項	No.	判定基準等	管理状況	
					適	不適
施設 の外 観 検査 ( 高 置 水 槽 )	1	水槽の周囲の状態	26	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	○	
			27	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	○	
			28	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	○	
	2	水槽本体の状態	29	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	○	
			30	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	○	
			31	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	○	
			32	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	○	
	3	水槽上部の状態	33	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	○	
			34	水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。	○	
			35	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	○	
	4	水槽内部の状態	36	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	○	
			37	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	○	
			38	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	○	
			39	当該設備以外の配管設備が設置されていないこと。	○	
			40	流入口と流出口が近接していないこと。	○	
	5	水槽のマンホールの状態	41	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	○	
			42	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検を行う者以外の者が安易に開閉できないものであること。	○	
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	43	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	○	
			44	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	○	
			45	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	○	
7	水槽の通気管の状態	46	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	○		
		47	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	○		
		48	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	○		
8	水槽の水抜管の状態	49	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	○		
		50	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	○		
その他	9	給水管等の状態	51	当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。	○	
			52	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	○	

	No.	検査事項	No.	判定基準等	管理状況	
					適	不適
水 質 検 査	10	臭 気	53	異常な臭気が認められないこと。	○	
	11	味	54	異常な味が認められないこと。	○	
	12	色	55	異常な色が認められないこと。	○	
	13	色 度	56	5度以下であること。	1未満	度
	14	濁 度	57	2度以下であること。	0.5未満	度
	15	残留塩素	58	検出されること。	0.4	mg/L
書類 検 査	16	書類整備保存 の状況	59	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類が整備保存されていること。  清 掃 日 : 20××年××月××日  業 者 名 : ㈱姫医清掃	○	

※記載注意事項

- 1 受水槽マンホールが横扉式の場合は、マンホールの状況No.18に「\*\*」を記入してください。
- 2 オーバーフロー管、通気管及び水抜管の設備のないものは、その項目に「設備なし」と記入してください。
- 3 ポンプ切替式排水で水抜きのできる設備のものは、水抜管の項目に「\*\*」を記入してください。
- 4 受水槽が複数の場合は、各々検査結果を記入してください。
- 5 高置水槽が複数の場合は、各々の検査結果を記入してください。
- 6 色度、濁度及び残留塩素については数値を記入してください。

管 理 状 況 に つ い て の 概 要
<p>設備管理者が常駐しており、点検管理は毎日実施している。 各点検記録、清掃、水質検査についても問題はありません。 等々</p>

備 考

- 1 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、その記載されている給水の管理状況について記載する。
- 2 記載に際しては、当該建築物衛生管理技術者の意見を聞くこと。